

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------------------------|
| 16 | 所得税の源泉徴収に係る法定調書への個人番号記載に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木県は、所得税の源泉徴収に係る法定調書への個人番号記載に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

財務会計システムでは、各所属で設定した債権者コード内の個人番号にアクセスできる権限を各所属長が取扱者に付与することにより、特定個人情報を利用及び閲覧できる者を各所属内の取扱者のみに限定する措置を講じている。
財務会計システムの保守業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

評価実施機関名

栃木県知事

公表日

令和6年9月9日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 所得税の源泉徴収に係る法定調書への個人番号記載に関する事務 |
| ②事務の概要 | 知事又は公所の長は、委員・講師等の報酬等を支払う場合、所得税法における源泉徴収義務者として源泉徴収票と支払調書を税務署へ提出及び受給者に交付(支払調書を除く)し、給与支払報告書を市町村へ提出するもので、特定個人情報ファイルは、これらの法定調書への個人番号を記載するために使用している。 |
| ③システムの名称 | 財務会計システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 債権債務者管理 | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第3項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | なし |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 栃木県会計局会計管理課 |
| ②所属長の役職名 | 参事兼課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 栃木県庁舎本館3階 栃木県会計局会計管理課 (028-623-3007) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 栃木県庁舎本館3階 栃木県会計局会計管理課 (028-623-3007) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和2年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人以上] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和2年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|-----------------|-----------------|------|---------------|
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 参事兼会計管理課長 湯沢 淳 | 参事兼会計管理課長 荒川 高志 | 事後 | 評価書の見直しに係る修正 |
| 平成30年5月21日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 参事兼会計管理課長 荒川 高志 | 参事兼課長 | 事後 | 評価書様式の変更に係る修正 |
| 令和1年6月26日 | IVリスク対策 | 記載なし | 記載あり | 事後 | 評価書様式の変更に係る追加 |
| 令和2年5月25日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年2月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 評価書の見直しに係る修正 |
| 令和2年5月25日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 評価書の見直しに係る修正 |